

社会保障審議会 介護給付費分科会（第231回）	資料 6
令和5年11月16日	

福祉用具・住宅改修（改定の方向性）

厚生労働省 老健局

1. これまでの分科会における主なご意見
2. 論点及び対応案
3. 参考資料



1. これまでの分科会における主なご意見

2. 論点及び対応案

3. 参考資料

これまでの分科会における主なご意見（福祉用具・住宅改修）

※ 第217回以降の介護給付費分科会で頂いたご意見について事務局において整理したもの

（介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会）

- 大事なことは利用者の安全性の確保や、状態に応じた適切な用具の利用、これらが担保されることであると考え、その観点からの検討を今後行っていくことが必要ではないか。
- 福祉用具を貸与から販売という方向に転換する部分を多くという論点について、細かい情報等をお知らせいただきたい。

（安全な利用の促進に向けた情報共有）

- 福祉用具の事故情報の活用について、福祉用具を含む介護領域の事故に関する情報が極力分散せず、関係者が情報把握しやすい仕組みの構築が非常に重要ではないか。

（上限価格の在り方）

- 上限設定の見直しの頻度について、おおむね3年に1度の頻度に見直したとあるが、この上限設定の見直しを実施するとなると、必ず上限価格が下がる仕組みになっているが、今般の物価上昇の局面では事業所にとっても大変厳しい制度となるのではないか。今後この在り方についても検討が必要ではないか。

（多職種連携）

- 廉価な福祉用具について、貸与か販売かの選択制について議論している最中である。この中で重要なのは、かかりつけ医による医学的判断が不可欠であり、リハビリテーションの進行あるいは進捗とリンクするため、リハビリテーション専門職の意見も参考にすべき。また、退院・退所時カンファレンスに福祉用具専門相談員や販売業者が必要に応じて参加することも有用ではないか。

（その他）

- 福祉用具・住宅改修の改定に当たっては、使い手（利用者）の気持ちを聞きながら検討を行ってほしい。

※ 第225回介護給付費分科会における事業者団体ヒアリングにおいては、一般社団法人日本福祉用具供給協会、一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会から、以下について要望があった。

- （1）介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方
 - ・貸与を原則とする現行制度の維持
 - ・介護保険福祉用具・住宅改修検討会における廉価な既存種目の見直し
- （2）福祉用具貸与価格における上限設定の見直し
- （3）福祉用具に関する事故及びヒヤリハット情報等を一元的に管理するプラットフォームの構築

1. これまでの分科会における主なご意見



2. 論点及び対応案

3. 参考資料

福祉用具・住宅改修 論点

- 論点 1. 福祉用具貸与・販売のあり方 7
- 論点 2. 一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入 12
- 論点 3. 福祉用具貸与に係る上限価格の改定のあり方 17

論点① 福祉用具貸与・販売のあり方

論点①

- 「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」において、福祉用具貸与・販売に関する諸課題等について議論が行われ、次の3つの論点について、現状と課題、今後の対応の方向性が取りまとめられたところ。
 - ・ 福祉用具貸与・販売に関する安全な利用の促進
 - ・ 福祉用具貸与・販売に関するサービスの質の向上
 - ・ 福祉用具貸与・販売に関する給付の適正化
- 運営基準に係る事項としては、福祉用具貸与計画の実施状況の把握（モニタリング）について、その実施時期が明確となっていないことや、福祉用具貸与について、介護予防福祉用具貸与と異なり、計画の実施状況の結果の記録を求めていること等が課題として挙げられた。
- 本取りまとめを踏まえ、福祉用具貸与・特定福祉用具販売について、利用者における安全な利用の促進、サービスの質の向上、給付の適正化の観点から、どのような対応が考えられるか。

対応案

- 「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」の取りまとめで示された対応の方向性を踏まえ、安全利用のための手引きの活用促進や事故情報等の発信、「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」や「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラム」の見直し等の各種取組を着実に実行することとしてはどうか。
- 福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、利用者の意向や状況を踏まえながらサービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与の運営基準を改正し、モニタリングの実施時期を福祉用具貸与計画の記載事項に追加することとしてはどうか。また、介護予防福祉用具貸与と同様に、モニタリング時に福祉用具の使用状況等を記録し、介護支援専門員に交付することとしてはどうか。

福祉用具貸与・販売のあり方に関する対応の方向性

（１）「事故報告様式案」及び「利用安全の手引き」の活用の促進

- 令和３年度「介護保険における福祉用具の利用安全を推進するための調査研究事業」で作成した「福祉用具貸与事業所向けの事故報告様式案」について、自治体及び福祉用具貸与事業所等に対し周知を行う。事故報告の様式・書式が異なる、または様式・書式を定めていない自治体や福祉用具貸与事業所における活用を促し、事故情報の収集に係る体制整備を図る。
- 令和４年度「介護保険における福祉用具の利用安全及びサービスの質の向上に資する事業所の体制を強化するための調査研究事業」で作成した「福祉用具の利用安全のための福祉用具貸与事業所の体制・多職種連携を強化するための手引き」について、自治体及び福祉用具貸与事業所のほか、介護支援専門員等の関係者に対しても周知を行う。「事故及びヒヤリ・ハット防止に向けた対応フロー図」や「事故及びヒヤリ・ハットの定義の例」等を紹介している当該手引きを自治体や福祉用具貸与事業所等で活用することを促し、事故防止に向けた更なる体制整備を図る。なお、自治体における事故情報の分析やフィードバックについては、各自治体における当該取組状況に関する調査等を通じて、実態把握を行う。

（２）「福祉用具・介護ロボット実用化支援等一式（委託事業）」等を活用した事故及びヒヤリ・ハット情報の共有及び安全利用に向けた取組の促進

- 福祉用具に関する事故及びヒヤリ・ハットの情報や安全利用に向けた取組等をメーカーを含む福祉用具の業界全体に対して効果的に発信するため、「福祉用具等の安全利用に関する検討委員会」の下に設置した事例検討部会における取組に関する情報や、消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故情報について、福祉用具の安全情報として一元的に提供できるよう、インターネット上で公表していくこと等を検討する。
- また、委託事業における「試作介護機器へのアドバイス支援事業」等を通じて、開発中又は上市して間もない介護機器について、安全利用に資する機能等の検討・アドバイスをを行い、安全機能を有する機器開発の促進を図る。

（３）全国課長会議等における消費生活用製品安全法に基づく重大事故報告の周知徹底

- 消費生活用製品の重大製品事故のうち福祉用具に係る事故情報については、都道府県・指定都市・中核市を通じて、市町村及び福祉用具貸与事業所等に対し、随時周知を行っているが、当該内容について、（２）の取組のほか、例年３月に開催されている全国課長会議等の場において、改めての周知徹底を行い、重大事故情報の共有と管内の各事業所に対する周知徹底の要請を通じた福祉用具の安全利用の促進を図る。

（４）サービス提供におけるPDCAの適切な実践に向けた周知徹底

- サービス提供における各種様式の活用・記録等を通じたサービスの質の向上（PDCA）を適切に実践していくため必要となる「福祉用具貸与・販売計画の作成」や「モニタリング」等の福祉用具専門相談員の役割について、関係規定等に基づき内容をまとめるとともに、その内容や福祉用具貸与・販売計画等の各種様式の活用の目的・方法、記録を行うことの意義のほか、現に従事している福祉用具専門相談員を対象とした研修機会、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種との連携の必要性についても、福祉用具貸与事業所に対し、周知を図る。

（５）「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」を通じた指定講習カリキュラムの更新に向けた取組の実施

- 福祉用具の安全な利用やPDCAの推進、それらを効果的に行うための多職種連携等を適切に実施するため、「福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しに向けた調査研究事業」で実施する有識者による検討や各指定講習実施者へのアンケート調査等を通じて、福祉用具専門相談員指定講習カリキュラムの見直しを行う。

「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」の取りまとめ（抜粋）

（6）「介護保険における福祉用具の選定の判断基準の見直しに向けた調査研究事業」を通じたサービスの質の向上や判断基準の見直し、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種連携の促進

- 「介護保険における福祉用具の選定の判断基準」について、これまでの議論の整理において指摘された以下の事項に留意し、自治体職員を含む幅広い関係者で共有できる内容となるよう見直しを行う。その際、実際の利用事例等を検証・精査するとともに、有識者による検討会での議論等を行い、現在の給付における特徴や課題を整理する。
 - ・ 平成17年度以降に新たに給付対象となった福祉用具に関する記載の追加
 - ・ 医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種連携の促進や適正な給付の観点を踏まえた内容見直し
 - ・ 例外的な給付を行う場合の留意事項の例示
 - ・ 福祉用具の選定等における妥当性の判断に資する情報 等

（7）「在宅高齢者の多様な状態を踏まえた福祉用具貸与事業者の支援のあり方に関する調査モデル研究事業」を通じたモニタリングの実施時期等の明確化及び多職種連携の好事例の収集と横展開

- 福祉用具貸与事業所のモニタリング実施時期の明確化を図るため、介護予防福祉用具貸与の開始時及びモニタリング実施時における福祉用具専門相談員の支援の実態を明らかにし、貸与期間設定の根拠の分析、適切な期間設定とモニタリングの実施による効果の検証を行うとともに、介護予防福祉用具貸与及び福祉用具貸与に係る運営基準を改正し、モニタリングの実施時期を計画の記載事項として追加することを検討する。併せて、福祉用具貸与においては、モニタリング時に、福祉用具の使用状況等を記録し、介護支援専門員に交付することを検討する。
- また、福祉用具専門相談員が実施する利用者に対する多職種連携による支援の好事例を収集し、横展開に向けた検討を行う。

（８）「自治体における福祉用具・住宅改修の適正化施策等の取組促進に向けた研究事業」を通じた自治体向け点検マニュアルの作成

- 「自治体における福祉用具・住宅改修の適正化施策等の取組促進に向けた研究事業」で実施する各市区町村に対するアンケート及びヒアリング調査の結果等を踏まえ、自治体向けの点検マニュアルを作成・周知し、制度の適正な運用の観点からチェック体制の充実・強化を図る。
- 点検マニュアルの作成にあたっては以下の点にも留意する。
 - ・ 地域ケア会議やサービス担当者会議等の多職種連携の場における点検のポイントや検証の仕組み
 - ・ 点検における市区町村の業務負担軽減
 - ・ 自治体が把握している福祉用具貸与事業所における事故情報の活用 等

論点② 一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入

論点②

- 介護保険制度における福祉用具については、利用者の身体状況や要介護度の変化等に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則とする一方、他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によって形態・品質が変化し、再利用できないものは販売種目としている。
- 現行制度では、福祉用具の貸与期間について制限は設けられておらず、貸与期間が短期間であれば、販売よりも利用者の負担を抑えることができる一方、貸与期間が長期間になれば、貸与価格の累計額が販売価格を上回る場合もある。一部の貸与種目・種類は、過去の給付データ等より確認できる利用実態等を見ると、購入した方が負担が抑えられる者の割合が相対的に高いため、福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択を可能とすることが合理的と考えられる。
- こうした状況を踏まえ、「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」においては、利用者の過度な負担を軽減しつつ、制度の持続可能性の確保を図るとともに、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保するという観点から、福祉用具貸与・特定福祉用具販売の選択制の導入が可能かどうかについて議論されてきたところであるが、選択制の導入についてどのように考えるべきか。

対応案

- 「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」において取りまとめられた次の事項に係る対応の方向性を踏まえ、一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制を導入することとしてはどうか。
 - ・ 選択制の対象とする種目・種類
 - ・ 選択制の対象者の判断と判断体制・プロセス
 - ・ 貸与又は販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方

「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」の取りまとめ（一部抜粋）

一部貸与種目・種類における貸与と販売の選択制の導入に関する対応の方向性

1) 選択制の対象とする種目・種類

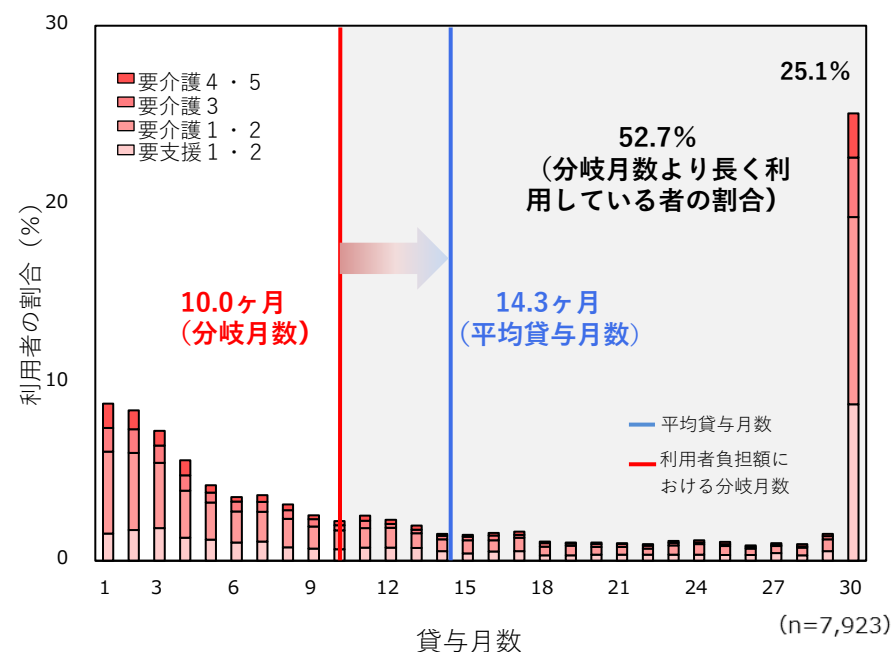
- 貸与と販売の選択が可能な種目・種類は、要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、
 - ・ （利用者が購入の判断を行いやすい）比較的廉価なものであり、
 - ・ これまでの利用実績のデータをもとに、希望小売価格を1ヶ月の貸与価格で除して算出した月数（以下「分岐月数」という。）より平均貸与月数が長い若しくは同等、かつ、分岐月数より長く利用している者の割合が相対的に高いもの（およそ4割程度以上）とする。
- 具体的には、「固定用スロープ」「歩行器」（※1）「単点杖（松葉杖を除く）」「多点杖」の4つとする。なお、これらは可動部がない用具が多く、利用開始後のメンテナンスの必要性が比較的低いと考えられるものである。
 - ※1 対象種目である「歩行器」は種類ごとに「歩行車」若しくは「歩行器」に区分することができ、選択制の対象として考えられるのは種類としての「歩行器」である。
- また、貸与と販売の選択を利用者の意思に委ねるのであれば、対象種目・種類を限定する必要はないのではないかという意見も考えられるが、利用者の多くが貸与を志向しているといった調査結果を踏まえると、一定以上の者が長期利用しているといった、購入することが一定程度合理的であると客観的に考えられる種目・種類について導入することが適当であると考えられる。
- 「固定用スロープ」等については、複数個の使用が必要とされる場合があるため、購入される場合には必要に応じて複数個支給を認めるよう、国から自治体に対して周知を行うこととする。また福祉用具専門相談員に対しても、必要性について十分に検討することを求めることとする。
- 特定福祉用具販売における同一年度の支給基準限度額については、選択制導入による限度額への影響や限度額を超過する利用者の傾向等について、選択制導入後に実態を把握し、その結果を踏まえ、今後検討を行うこととする。

【参考】選択制の対象とする種目・種類について

- 要介護度に関係なく給付が可能な福祉用具のうち、①比較的廉価で、②希望小売価格を1ヶ月の貸与価格で除して算出した月数（分岐月数）より長く利用している者の割合が相対的に高く（およそ4割程度以上）、③分岐月数よりも平均貸与月数が長い若しくは同等のものを対象とする。具体的には、「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖」「多点杖」の4つ。

要介護度を問わない種目・種類	希望小売価格 (中央値,円)	分岐月数より長く 利用している者の 割合	分岐月数 (月)	比較	平均貸与 月数 (月)
スロープ	42,000				
携帯用スロープ	121,600	18.8%	22.1	>	9.8
固定用スロープ	7,100	39.9%	13.7	≒	13.2
歩行器	41,000				
歩行器	19,800	39.1%	9.9	<	11.0
歩行車	49,250	35.4%	16.4	>	13.0
歩行補助つえ	9,800				
単点杖	9,350	55.8%	9.4	<	14.6
腋窩支持クラッチ (松葉杖)	9,210	34.0%	9.2	<	10.0
多点杖	10,000	52.7%	10.0	<	14.3
手すり	80,000				
手すり、支持用手すり	132,900	35.3%	23.6	>	15.4
床置き式起き上がり 用手すり	85,000	30.7%	24.3	>	14.1
握りバー、握り	73,150	35.8%	17.7	>	13.7
トイレ用簡易手すり	48,000	37.4%	16.0	>	13.3

貸与月数による利用者の推移（多点杖の例）



(※) 介護保険DB上の平成30年11月から令和3年4月までのデータをもとに、CCTA95における分類を用いてデータを抽出。

(※) 福祉用具貸与を30か月以上利用している者は、一律30か月として表示している。利用期間の途中で一時的に貸与実績が無いデータは含まれていない。

(※) 利用者負担額における分岐月数は、希望小売価格（中央値）/1ヶ月間の平均貸与価格（中央値）で算出したものを記載。

(※) 「分岐月数より長く利用している者の割合」は、利用者負担額における分岐月数よりも貸与月数が長い利用者の割合の合計で算出。平均貸与月数、分岐月数は、小数点以下を四捨五入して計算。

2) 選択制の対象者の判断と判断体制・プロセス

・対象者の判断

- 福祉用具貸与の利用者における「介護が必要になった原因」は様々であり、また、過去のデータから長期利用者に関する一定の傾向は確認できるものの、一律に対象者を限定することは困難であることから、選択制の対象者は限定しないこととする。

・判断体制・プロセス

- 選択制の対象となる福祉用具を利用する場合は、利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択することができることとする。
- 利用者等が適切な判断を行うために必要な事前のプロセスとして、貸与と販売の選択について検討を行う際は、医師やリハビリテーション専門職等の医療職を含めた多職種の見解を反映させるためにサービス担当者会議等を活用することとするほか、介護支援専門員が各専門職への「照会」により意見を聴く方法も可能とする。
- 介護支援専門員又は福祉用具専門相談員は、取得可能な「医学的所見」（※2）等に基づきサービス担当者会議等で得られた判断を踏まえ、利用者等に対し、貸与又は販売に関する提案を行う。

※2 医学的所見は、判断する直近のものを取得することを原則とし、やむを得ず取得できない場合は、適時適切な時期に取得した医学的所見等をもとに判断を行うものとする。また、既に判断する直近の医学的所見を取得している場合は、新たに取得を求める趣旨ではない。

・その他

- 国は、選択制の対象種目における平均的な利用月数等の情報について、関係者に対し提供することとする。

3) 貸与又は販売後のモニタリングやメンテナンス等のあり方

・貸与後のモニタリングのあり方

- 選択制の対象となる福祉用具を貸与した場合、福祉用具専門相談員は、
 - ・ 福祉用具専門相談員のモニタリングの実施時期の実態や分岐月数を踏まえ、利用開始後少なくとも「6ヶ月以内に一度」モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。
 - ・ モニタリング時に記録する福祉用具の利用状況などを踏まえ、利用開始から6ヶ月以降においても、必要に応じて、貸与継続の必要性について検討を行うこととする。

・販売後の確認やメンテナンスのあり方

- 選択制の対象となる福祉用具を販売した場合、福祉用具専門相談員は、
 - ・ 福祉用具サービス計画における目標の達成状況を確認する。
 - ・ 保証期間を超えた場合であっても、利用者等からの要請に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努める。
 - ・ 利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

論点③ 福祉用具貸与に係る上限価格の改定のあり方

論点③

- 福祉用具については、貸与価格の適正化を図る観点から、平成30年10月から商品ごとに全国平均貸与価格を公表し、貸与件数が100件を超える商品については、貸与価格の上限価格（全国平均貸与価格 + 1 標準偏差）を設定することとしており、上限価格を超える貸与価格が設定された商品については、介護保険給付の対象外とされている。
- 貸与件数が100件を超え、新しく上限設定の対象になった商品については、3ヶ月に1度の頻度で公表しているほか、既に上限価格が設定されている商品については、見直しによる適正化の効果と事業者負担を勘案し、3年に1度の頻度で見直しを行うこととしており、令和6年度から適用される上限価格等については、前回改定時の方針に基づき、今月初旬に公表したところ。
- 今回の改定においては、上限価格が引上げとなった商品は443件（約11%、前回改定時は2%）、引下げとなった商品は3,476件（約89%）であり、昨今の物価高騰等の影響を受け、上限価格の範囲内で貸与価格を引き上げた商品は前回よりも多くあった。
- 他方、現行の改定ルール上、貸与価格が均一で改定前の上限価格と等しい商品は、改定による上限価格の変動が生じない仕組みとなっており、福祉用具貸与事業所からは、物価高騰等の影響を価格転嫁する際の阻害要因となっている等の観点から、福祉用具貸与価格の上限設定制度の見直しについて意見があったところ。
- 今回の改定において、貸与価格が概ね均一で上限価格とほぼ等しい商品があった（155件、全商品の3.7%）ため、これらについて分析したところ、自社製品又はほぼ一社提供となっているため価格設定等をしやすい商品や、既に生産が終了となっている商品などであり、直ちに福祉用具の供給に支障が生じる状況ではなかった。
- こうした状況を踏まえ、福祉用具貸与価格の上限設定について、必要な福祉用具の供給を確保する観点から、どのような対応が考えられるか。

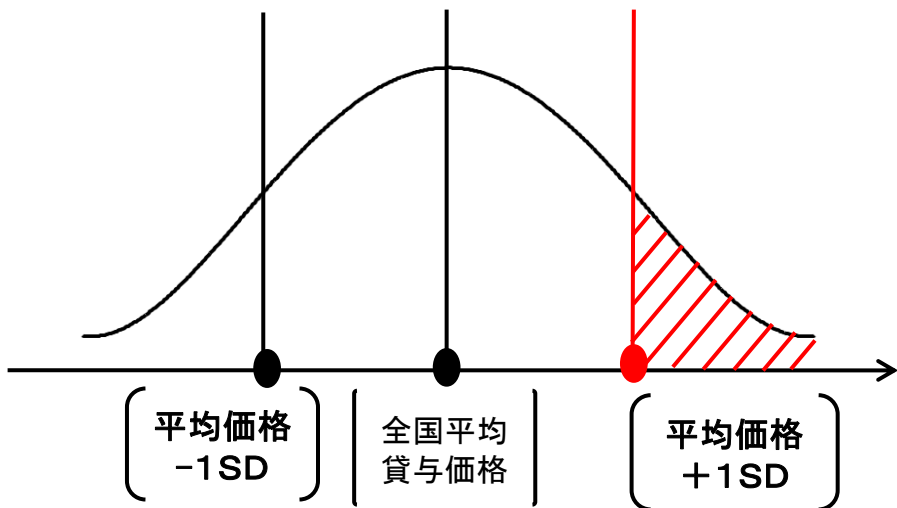
対応案

- 今後、急激な物価上昇が発生した際に、上限価格が設定されているために貸与価格の引上げが困難となり、必要な福祉用具の安定的な供給が妨げられるような事態が生じないように、上限価格の改定ルールに物価上昇に対応した特例的な仕組みを設けることについて、その必要性を含めた検討を行うため、貸与価格の上昇等に関する実態を引き続き半年に一度程度把握することとしてはどうか。

福祉用具の貸与価格の上限設定の考え方

- 適正化を図るため、平成30年10月より、商品ごとに「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差（1 SD）」を福祉用具の貸与価格の上限としている。
 - ※ 標準偏差とは、データの散らばりの大きさを表す指標であり、「全国平均貸与価格 + 1 標準偏差（1 SD）」は正規分布の場合、上位約16%に相当。
 - ※ 上限を超えた価格で貸与しようとする場合は、保険給付の対象外の取扱い
 - ※ 平均貸与価格は公表前の概ね3か月間の平均価格を算出。
- 上限設定等の対象になるのは、月平均100件以上の貸与件数がある商品。
- 新商品については、3ヶ月に1度の頻度で公表、既に設定されている商品は3年に一度の割合で見直しを行う。
 - ※ 既設定商品の見直しは施行当初は1年に一度としていたが、見直しによる適正化の効果と事業者負担を勘案して、令和3年度より3年に一度とした。
- 事業所の準備期間等の一定の配慮が必要なため、上限設定の公表は概ね6ヶ月前に行う。

貸与価格の上限設定のイメージ(正規分布)



上限価格が設定されている商品数

- 4,319商品（令和5年10月1日現在）

直近1年の公表実績

公表時期	公表商品数	適用時期
令和5年1月	76（新商品）	令和5年7月
令和5年4月	61（新商品）	令和5年10月
令和5年7月	54（新商品）	令和6年1月
令和5年11月	4,243（既設定商品）	令和6年4月

上限価格改定の影響（商品数ベース）

- 上限価格が引き上げられる商品数と引き下げられる商品数をみたもの。
- 今回の令和6年度改定においては、上限価格が引き下げられる商品（減額）が全体の88.7%、上限価格が引き上げられる商品数（増額）が全体の11.3%となった。
- 令和3年4月改定（減額98.0%、増額2.0%）と比べて、上限価格が引き上げとなる商品が多い結果となった。

【今回改定前後における上限価格の増減】

名称	上限価格の増減数（商品数ベース）				
	商品数	増額	割合	減額	割合
車いす	633	100	15.8%	533	84.2%
車いす付属品	259	24	9.3%	235	90.7%
特殊寝台	515	81	15.7%	434	84.3%
特殊寝台付属品	766	105	13.7%	661	86.3%
床ずれ防止用具	183	19	10.4%	164	89.6%
体位変換器	78	5	6.4%	73	93.6%
手すり	616	48	7.8%	568	92.2%
スロープ	225	10	4.4%	215	95.6%
歩行器	360	29	8.1%	331	91.9%
歩行補助つえ	147	11	7.5%	136	92.5%
認知症老人徘徊感知機器	63	7	11.1%	56	88.9%
移動用リフト	73	4	5.5%	69	94.5%
自動排泄処理装置	1	0	0.0%	1	100.0%
合計	3,919	443	11.3%	3,476	88.7%

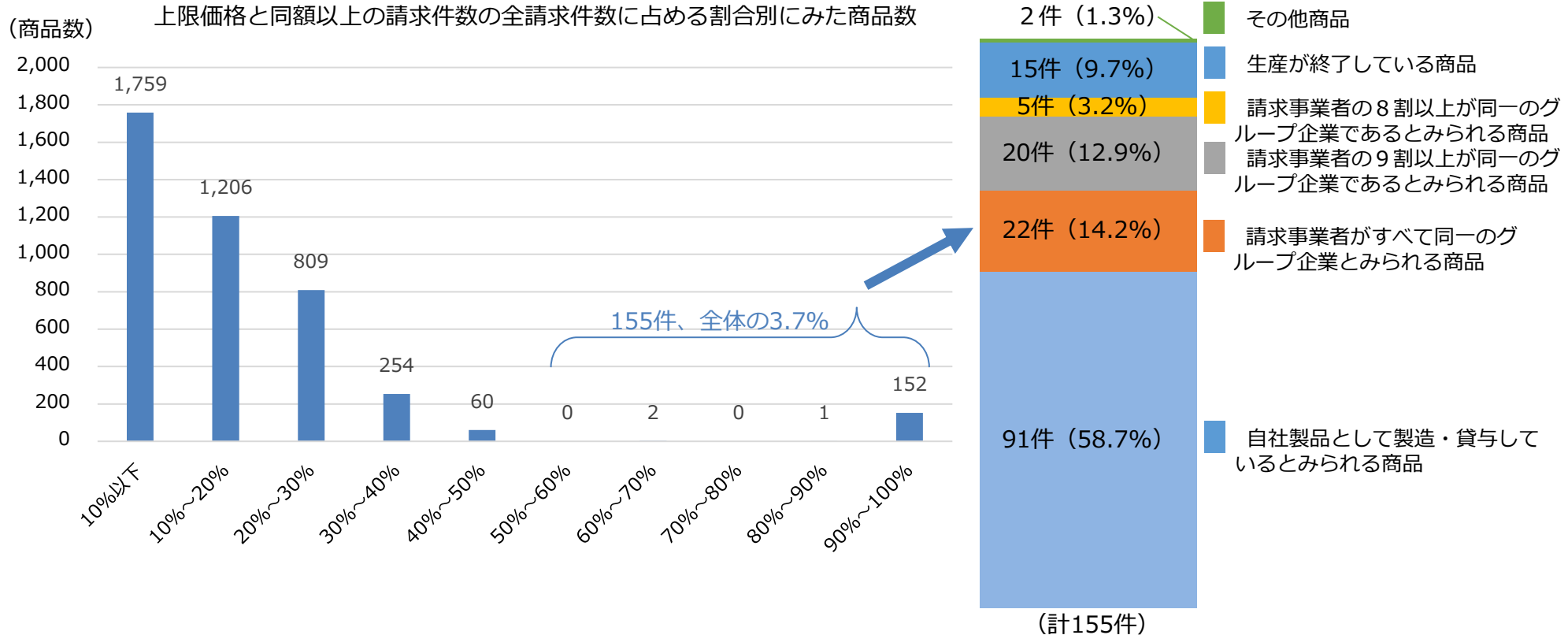
【令和3年4月改定前後における上限価格の増減】

名称	上限価格の増減数（商品数ベース）				
	商品数	増額	割合	減額	割合
車いす	554	19	3.4%	535	96.6%
車いす付属品	215	1	0.5%	214	99.5%
特殊寝台	406	17	4.2%	389	95.8%
特殊寝台付属品	745	9	1.2%	736	98.8%
床ずれ防止用具	156	6	3.8%	150	96.2%
体位変換器	61	0	0.0%	61	100.0%
手すり	471	6	1.3%	465	98.7%
スロープ	162	0	0.0%	162	100.0%
歩行器	329	5	1.5%	324	98.5%
歩行補助つえ	134	0	0.0%	134	100.0%
認知症老人徘徊感知機器	44	2	4.5%	42	95.5%
移動用リフト	65	2	3.1%	63	96.9%
自動排泄処理装置	2	0	0.0%	2	100.0%
合計	3,344	67	2.0%	3,277	98.0%

※ 厚生労働省HPで公表している「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧」を基に算出。

貸与価格が上限価格と同額以上となっている請求の割合が高い商品の状況

- 貸与価格が今回の令和6年度改定後の上限価格と同額以上となっている請求の割合をみると、商品のほとんど（4,088件／4,243件、96.3%）が10～50%に分布している一方、一部の商品（155件、3.7%）では、貸与価格が概ね均一で、上限価格とほぼ等しくなっていた。
- こうした商品の請求状況を見てみると、請求事業所の名称等から、自社製品として製造・貸与しているとみられる商品が91件、請求事業者のすべてが同一のグループ企業とみられる商品が22件、請求事業者の9割以上が同一のグループ企業であるとみられる商品が20件、請求事業者の8割以上が同一のグループ企業であるとみられる商品が5件、生産が終了している商品が15件、その他商品が2件であることが確認された。



※ 出典：介護保険総合データベース（令和5年4月貸与分～令和5年6月貸与分の月平均）における請求データを基に算出。
 ※ 改定後の上限価格を用いて算出。

上限価格改定の影響（費用額ベース）

- 改定により上限価格が引き下げられる商品について、改定後の上限価格を超える貸与額がすべて上限価格まで引き下げられると仮定し、改定による財政効果をみたもの。
- 令和5年4月～6月貸与分（月平均）の総費用額のうち、今回の令和6年度改定後の上限価格を超える請求の費用額が占める割合は13.3%であった（財政効果は約▲1.04億円/月）。なお、令和3年4月改定時は15.7%（同約▲1.88億円/月）、平成30年10月改定時は14.5%（同約▲3.61億円/月）であり、財政効果は減少傾向にあるが、総費用額に占める割合はおおむね同程度であった。

名称	全体		今回改定により適用される上限価格を超える商品			全体の総費用額に占める、 今回改定により適用される上限価格 を超える商品の総費用額の割合 (④÷②)
	①請求件数 (件)	②総費用額 (円)	③請求件数 (件)	④総費用額 (円)	⑤上限価格を超える分の総費用額 (円)	
車いす	823,667	5,378,440,000	77,096	588,508,343	9,220,500	10.9%
車いす付属品	262,900	478,403,333	23,520	53,170,180	1,799,460	11.1%
特殊寝台	1,075,267	8,896,116,667	127,515	1,157,324,253	19,841,063	13.0%
特殊寝台付属品	3,284,900	4,000,826,667	213,971	232,785,477	9,980,203	5.8%
床ずれ防止用具	257,800	1,621,573,333	31,035	228,943,273	2,304,930	14.1%
体位変換器	82,567	307,090,000	9,207	39,951,150	842,050	13.0%
手すり	3,041,133	9,433,630,000	449,129	1,685,111,710	44,094,497	17.9%
スロープ貸与	517,233	1,221,046,667	77,507	196,083,877	4,275,633	16.1%
歩行器貸与	1,017,967	2,989,286,667	97,138	333,866,073	6,716,743	11.2%
歩行補助つえ	306,233	324,633,333	65,890	84,067,930	2,931,773	25.9%
徘徊感知機器	40,367	262,110,000	5,042	38,064,070	931,183	14.5%
移動用リフト	53,767	870,706,667	7,285	131,296,507	1,519,797	15.1%
自動排泄処理装置	400	3,883,333	63	680,233	16,500	17.5%
合計	10,764,201	35,787,746,667	1,184,398	4,769,853,076	104,474,332	13.3%

※ 出典：介護保険総合データベース（令和5年4月貸与分～令和5年6月貸与分の月平均）における請求データを基に算出。

【参考】令和3年4月の上限価格改定の影響（費用額ベース）

■ 総費用額に占める割合は15.7%、財政効果は約▲1.88億円／月であった。

名称	全体		令和3年4月に適用された上限価格を超える商品			全体の総費用額に占める、 令和3年4月に適用された上限価格を超える商品の総費用額の割合 (④÷②)
	①請求件数 (件)	②総費用額 (円)	③請求件数 (件)	④総費用額 (円)	⑤上限価格を超える分の総費用額 (円)	
車いす	644,297	4,330,732,190	75,970	609,917,320	20,146,450	14.1%
車いす付属品	225,539	434,953,890	25,330	60,403,000	3,801,060	13.9%
特殊寝台	851,108	7,383,925,630	116,610	1,147,085,120	35,266,960	15.5%
特殊寝台付属品	2,553,256	3,216,875,230	233,708	318,060,050	20,663,570	9.9%
床ずれ防止用具	193,080	1,266,299,230	27,968	208,731,850	5,687,760	16.5%
体位変換器	45,852	175,382,860	7,489	34,283,770	1,069,980	19.5%
手すり	2,096,759	6,424,753,960	315,822	1,233,784,360	72,390,180	19.2%
スロープ貸与	346,340	922,439,900	50,691	173,396,710	8,284,620	18.8%
歩行器貸与	757,557	2,279,528,220	95,068	334,811,620	12,384,370	14.7%
歩行補助つえ	208,392	230,632,660	39,436	56,838,370	4,200,740	24.6%
徘徊感知機器	30,120	199,017,570	5,078	40,433,990	1,341,100	20.3%
移動用リフト	47,147	766,355,270	5,744	106,580,200	3,162,180	13.9%
自動排泄処理装置	617	5,960,040	116	1,258,140	54,100	21.1%
合計	8,000,064	27,636,856,650	999,030	4,325,584,500	188,453,070	15.7%

※ 出典:介護保険総合データベース(令和2年4月貸与分)における請求データを基に算出。

【参考】平成30年10月の上限価格改定の影響（費用額ベース）

■ 総費用額に占める割合は14.5%、財政効果は約▲3.61億円／月であった。

名称	全体		平成30年10月に適用された上限価格を超える商品			全体の総費用額に占める、平成30年10月に適用された上限価格を超える商品の総費用額の割合 (④÷②)
	①請求件数 (件)	②総費用額 (円)	③請求件数 (件)	④総費用額 (円)	⑤上限価格を超える分の総費用額 (円)	
車いす	569,642	3,811,886,400	61,090	498,416,330	46,621,550	13.1%
車いす付属品	196,115	384,426,400	17,478	49,639,840	7,019,270	12.9%
特殊寝台	730,481	6,599,724,820	88,436	965,828,060	72,095,890	14.6%
特殊寝台付属品	2,124,022	2,802,065,530	145,989	331,220,080	50,692,070	11.8%
床ずれ防止用具	177,570	1,168,047,940	20,069	158,813,980	13,824,720	13.6%
体位変換器	28,363	82,446,110	2,948	10,431,130	1,027,400	12.7%
手すり	1,476,322	4,440,789,840	167,503	761,996,160	114,043,340	17.2%
スロープ貸与	238,706	713,820,630	31,622	117,279,290	14,159,850	16.4%
歩行器貸与	604,914	1,827,729,460	69,785	269,954,530	26,586,120	14.8%
歩行補助つえ	155,201	178,758,350	24,972	40,987,080	4,721,390	22.9%
徘徊感知機器	25,275	164,663,850	2,398	21,304,920	2,269,490	12.9%
移動用リフト	44,748	717,343,810	3,963	81,715,640	8,077,150	11.4%
自動排泄処理装置	773	7,213,090	152	1,754,140	135,910	24.3%
合計	6,372,132	22,898,916,230	636,405	3,309,341,180	361,274,150	14.5%

※ 出典：介護保険総合データベース(平成29年10月貸与分)における請求データを基に算出。

1. これまでの分科会における主なご意見

2. 論点及び対応案



3. 参考資料

介護保険における福祉用具

○ 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、居宅要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものを、保険給付の対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

対象種目

【福祉用具貸与】<原則>

- ・ 車いす(付属品含む)
- ・ 床ずれ防止用具
- ・ 手すり
- ・ 歩行器
- ・ 認知症老人徘徊感知機器
- ・ 移動用リフト(つり具の部分を除く)
- ・ 特殊寝台(付属品含む)
- ・ 体位変換器
- ・ スロープ
- ・ 歩行補助つえ
- ・ 自動排泄処理装置

【特定福祉用具販売】<例外>

- ・ 腰掛便座
 - ・ 排泄予測支援機器
 - ・ 簡易浴槽
 - ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品
 - ・ 入浴補助用具(※)
 - ・ 移動用リフトのつり具の部分
- (※)入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト)

【給付制度の概要】

① 貸与の原則

利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、貸与を原則としている。

② 販売種目

貸与になじまない性質のもの（他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再利用できないもの）は、福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。

③ 現に要した費用

福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付上の公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付（原則9割、所得に応じて8割・7割支給）する仕組み。なお、貸与件数が月平均100件以上の商品については、貸与価格の上限設定(※)を実施しており、これを超えて貸与を行った場合は給付対象としない。また、販売は原則年間10万円を支給限度基準額としている。※上限価格は当該商品の「全国平均貸与価格+1標準偏差(1SD)」(正規分布の場合の上位約16%)に相当する。

(第14回医療保険福祉審議会老人保健福祉部会事務局提出資料より抜粋(平成10年8月24日))

介護保険制度における福祉用具の範囲

- 1 要介護者等の自立の促進又は介助者の負担の軽減を図るもの
- 2 要介護者等でない者も使用する一般の生活用品でなく、介護のために新たな価値付けを有するもの(例えば、平ベッド等は対象外)
- 3 治療用等医療の観点から使用するものではなく、日常生活の場面で使用するもの(例えば、吸入器、吸引器等は対象外)
- 4 在宅で使用するもの(例えば、特殊浴槽等は対象外)
- 5 起居や移動等の基本動作の支援を目的とするものであり、身体の一部の欠損又は低下した特定の機能を補完することを主たる目的とするものではないもの(例えば、義手義足、眼鏡等は対象外)
- 6 ある程度の経済的負担があり、給付対象となることにより利用促進が図られるもの(一般的に低い価格のものは対象外)
- 7 取り付けに住宅改修工事を伴わず、賃貸住宅の居住者でも一般的に利用に支障のないもの(例えば、天井取り付け型天井走行リフトは対象外)

居宅福祉用具購入費の対象用具の考え方

- 福祉用具の給付は、対象者の身体の状態、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができること等の考え方から原則貸与
- 購入費の対象用具は例外的なものであるが、次のような点を判断要素として対象用具を選定
 1. 他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの(入浴・排泄関連用具)
 2. 使用により、もとの形態・品質が変化し、再度利用できないもの(つり上げ式リフトのつり具)

介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会

「介護保険制度における福祉用具貸与・販売種目のあり方検討会」（以下「あり方検討会」という。）を令和4年2月より開催。計9回にわたる検討を経て、福祉用具の安全な利用の促進、サービスの質の向上及び給付の適正化に係る対応の方向性や一部貸与種目・種類を対象とした貸与と販売の選択制の導入等について、取りまとめたを行った。

【開催スケジュール】

開催時期	開催回	概要	開催時期	開催回	概要
令和4年2月17日	第1回検討会	福祉用具の現状と課題に関する意見交換について	令和4年9月5日	第6回検討会	これまでの議論の整理の取りまとめ
令和4年3月31日	第2回検討会	検討内容に関する具体的な課題・論点に関する議論について	令和5年7月20日	第7回検討会	これまでの議論の整理等を踏まえた福祉用具貸与・販売種目のあり方について
令和4年4月21日	第3回検討会	検討内容に関する具体的な課題・論点に関する議論について	令和5年8月28日	第8回検討会	これまでの議論を踏まえた福祉用具貸与・販売種目のあり方について
令和4年5月26日	第4回検討会	検討内容に関する具体的な課題・論点に関する議論について	令和5年10月30日	第9回検討会	・前回検討会を踏まえた対応案について ・対応の方向性に関する取りまとめ
令和4年7月27日	第5回検討会	これまでの議論の整理について			

【構成員】（順不同・敬称略）

名前	所属	名前	所属
安藤 道人	立教大学経済学部 准教授	七種 秀樹	一般社団法人 日本介護支援専門員協会 副会長
石田 光広	稲城市 副市長	田河 慶太	健康保険組合連合会 理事
岩元 文雄	一般社団法人 全国福祉用具専門相談員協会 理事長	田中 紘太	株式会社マロー・サウンズ・カンパニー 代表取締役
江澤 和彦	公益社団法人 日本医師会 常任理事	野口 晴子	早稲田大学政治経済学学術院 教授
岡田 進一	大阪市立大学大学院 生活科学部 教授	花岡 徹	一般社団法人 日本福祉用具・生活支援用具協会 会長
小野木 孝二	一般社団法人 日本福祉用具供給協会 理事長	東畠 弘子	国際医療福祉大学大学院 福祉支援工学分野 教授
久留 善武	一般社団法人 シルバーサービス振興会 事務局長	別所 俊一郎	早稲田大学政治経済学学術院 教授
五島 清国	公益財団法人テクノエイド協会 企画部長	渡邊 慎一	横浜市総合リハビリテーションセンター 副センター長 一般社団法人日本作業療法士協会 生活環境支援推進室 副室長
近藤 和泉	国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 病院長		

全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定の見直し

社保審－介護給付費分科会

第188回（R2.10.15）

資料7

- 福祉用具については、平成30年10月から商品ごとに全国平均貸与価格の公表及び貸与価格の上限設定（全国平均貸与価格＋1標準偏差）を実施し、貸与価格の適正化を図ってきたところ。
- 施行当初は、施行後の実態を踏まえつつ、概ね1年に1度の頻度で見直すこととされたが、今年6月に開催した第177回介護給付費分科会において、事業所負担が大きいこと等から、令和3年度以降は3年に1度の頻度で見直すこととした（新商品は3か月に1度の頻度（変更なし））。
- 今後の見直しに向けたスケジュールについては、事業所の準備期間等の一定の配慮が必要なため、令和2年10月中に公表し、令和3年度以降においても上限設定の公表は概ね6ヶ月前に行うとともに、平均貸与価格は公表前の概ね3か月間の平均価格を算出するものとする。

<これまでの公表実績（3,582商品）>

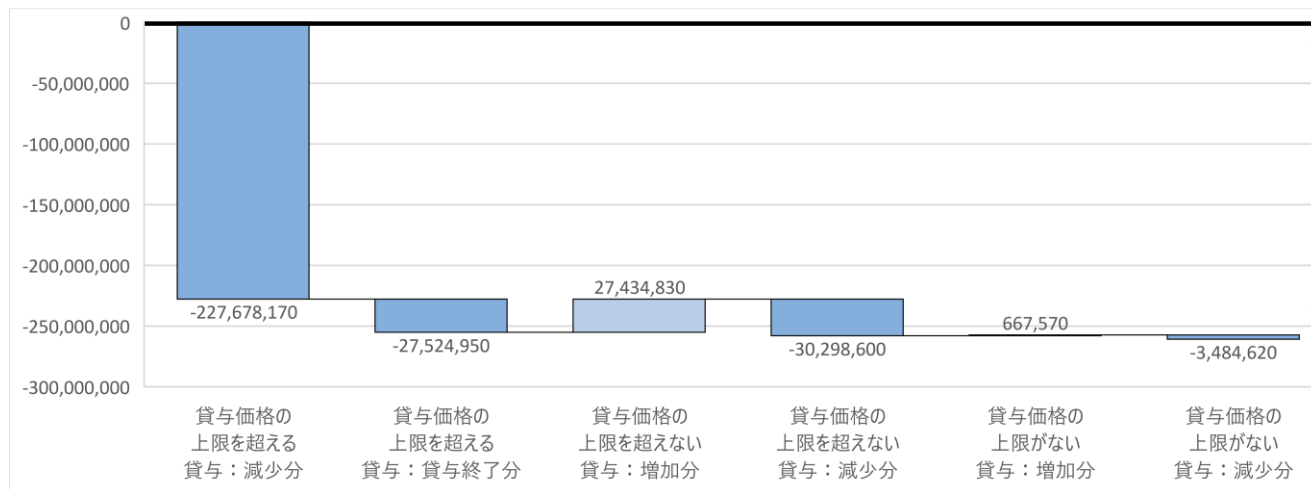
公表時期	公表商品数	適用時期	備考
①平成30年7月	2,807	平成30年10月	
②平成31年4月	419（新商品）	平成31年10月	初回公表2,807商品及び新商品419商品につき、消費税増税分を反映の上、公表。
③令和元年7月	77（新商品）	令和2年1月	概ね3ヶ月に1度、新商品に係る全国平均貸与価格・貸与価格の上限を公表
④令和元年10月	84（新商品）	令和2年4月	
⑤令和2年1月	64（新商品）	令和2年7月	
⑥令和2年5月	70（新商品）	令和2年10月	
⑦令和2年7月	61（新商品）	令和3年1月	

② 貸与価格の上限設定の見直しへの影響 A. 介護保険総合データベースを用いた分析

【事業所別商品別貸与額の変化】

- 貸与価格の上限設定による、利用者負担額を含む金額の影響を分析した。
- 分析対象データを用いて、令和2年4月貸与分と令和3年4月貸与分の貸与価格の変化を、貸与価格の変化がなかった商品、貸与価格の上限がある商品で上限を超える貸与をしていた商品、貸与価格の上限がある商品で上限を超えない貸与をしていた商品、貸与価格の上限がない商品に分類したうえで集計した結果は、約2.6億円(0.9%)の減少と計算され、平成30年度調査結果(平成29年10月貸与分⇒平成30年10月貸与分)の約4.5億円(2.0%)減少と比べて、6割弱であった。

図表3 【介護DB分析】事業所別商品別貸与額の変化(令和2年4月貸与分から令和3年4月貸与分)



分析対象総貸与額
27,636,055,790円

変化分総額
- 260,883,940円

【分析方法】

- 令和2年4月・令和3年4月貸与分のデータ(月遅れ請求を含む、1か月未満の貸与実績がある利用者、「福祉用具貸与価格を把握するための商品コード」と照合できない利用者、被保険者情報要介護状態区分コードが2件以上の利用者については当該利用者の全データを除外)について、①貸与価格の変化がなかった商品、②貸与価格の上限を超えていた商品、③貸与価格の上限がある商品のうち、貸与価格の上限を超えていなかった商品、④貸与価格の上限がない商品に分類。分析対象レコード数: 7,999,383件。
- 上記データについて、①については価格の変化がなかったため変化分としては計上しなかった。商品別・事業所別で令和2年4月貸与分と令和3年4月貸与分のデータを比較し、②については、事業所別で価格の引き下げがあったものは価格の引き下げ分の費用を、貸与商品の終了(または変更)があった場合は、上限を超えた分の費用を減少分として計上した。③及び④については、事業所別で価格の引き下げまたは引き上げがあった分を変化分として計上した。

④ 事務負担等への影響

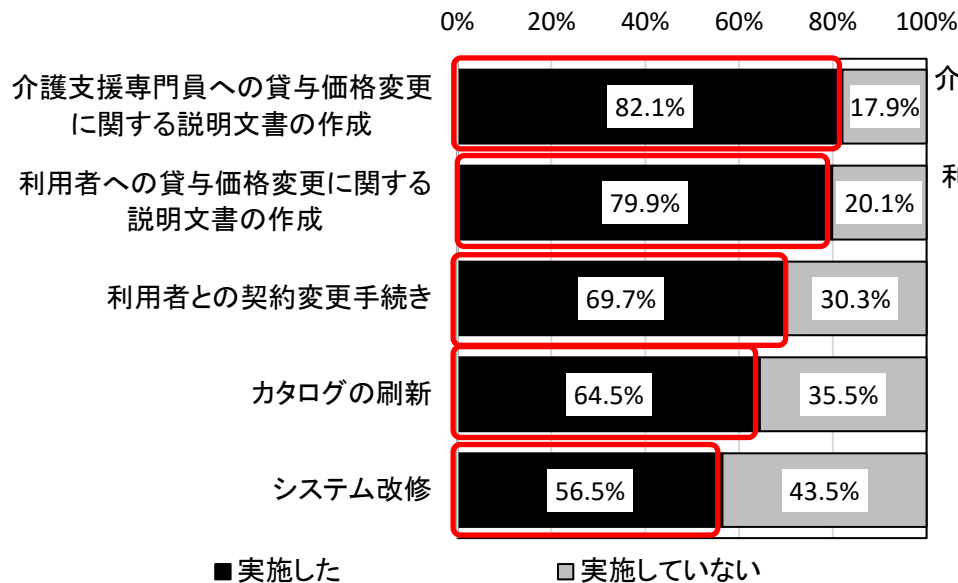
B:事業所調査(郵送法):事業所票

【貸与価格の上限見直しを理由に発生した事務作業・負担感】※事業所票 問4-2 貸与価格の見直しを理由に発生した事務作業

- 貸与価格の上限見直しを理由に事業所が実施した事務作業は、多い順に「介護支援専門員への貸与価格変更に関する説明文書の作成」(82.1%)、「利用者への貸与価格変更に関する説明文書の作成」(79.9%)、「利用者との契約変更手続き」(69.7%)、「カタログの刷新」(64.5%)、「システム改修」(56.5%)だった。
- 初回上限設定(平成30年度)と比較した負担感について、「作業量は変わらないため負担は大きかった(変わらない)」と回答した事業所がいずれの事務作業についても5割以上であり、最も多かったのは、「カタログの刷新」(61.8%)だった。

図表19 実施した事務作業

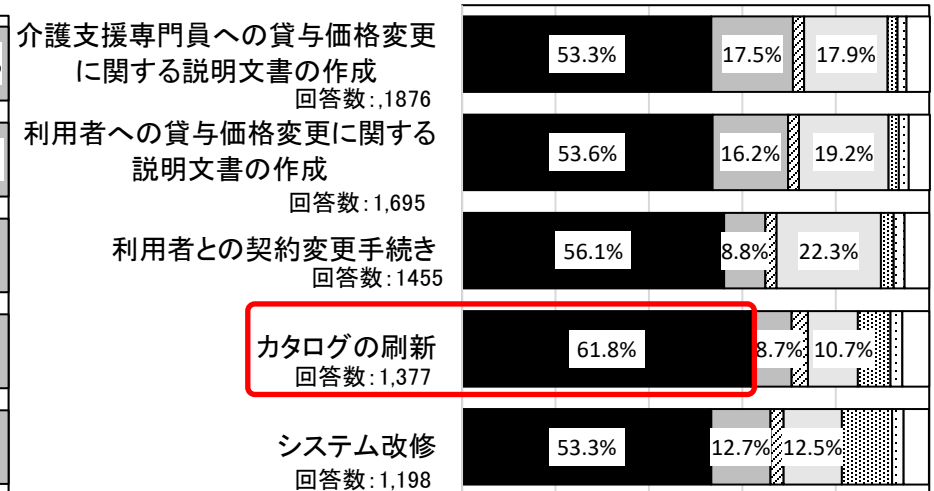
回答数:2,139



図表20 実施した事務作業による負担感(初回上限設定との比較)

【複数回答】

0% 20% 40% 60% 80% 100%



- 作業量は変わらないため負担は大きかった(変わらない)
- 一度経験した作業のため負担は小さかった
- ▣新規上限設定の際にも定期的に実施しているため負担は小さかった
- 一部商品の見直しに限られたため負担感は小さかった
- ▣その他
- 初回上限設定以降に営業開始したためわからない
- 無回答